

定 款

扶桑電通株式会社

基 本 規 程	定 款	制 定 1989年10月 1 日
N0. 1		主管部門 取 締 役 会

第 1 章 総 則

〔商 号〕

第 1 条 当会社は、扶桑電通株式会社と称し、英文では、
FUSO DENTSU CO., LTD. と表示する。

〔目 的〕

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電気通信機器、電気機器、情報処理機器の販売、設計、施工および保守
- (2) 電気工事、電気通信工事の設計、施工、管理
- (3) コンピュータソフトウェアの販売ならびにシステムの開発、コンサルティング
- (4) 情報処理サービス、情報通信サービスおよび情報提供サービス
- (5) 環境機器・装置の販売、設置および保守
- (6) 労働者派遣事業
- (7) 総合リース業
- (8) 土地、建物の賃貸、売買、管理
- (9) 有価証券の売買、保有
- (10) 古物の売買
- (11) 前各号に付帯する一切の業務

〔本店の所在地〕

第 3 条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。

〔機 関〕

第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

〔公告方法〕

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

〔発行可能株式総数〕

第6条 当社の発行可能株式総数は、4,800万株とする。

〔単元株式数〕

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

〔単元未満株式についての権利〕

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

〔単元未満株式の買増し〕

第9条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

〔株式取扱規程〕

第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

〔株主名簿管理人〕

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第3章 株 主 総 会

〔株主総会の招集〕

第12条 当社の定時株主総会は、毎年事業年度末日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。

〔招集地〕

第13条 当社の株主総会は、東京都区内においてこれを招集する。

〔定時株主総会の基準日〕

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

〔招集権者および議長〕

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

〔決議の方法〕

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

〔議決権の代理行使〕

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

〔株主総会の議事録〕

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

〔電子提供措置等〕

第19条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役および取締役会

〔取締役の員数〕

第20条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

〔取締役の選任方法〕

第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選

任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

〔取締役の任期〕

第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

〔代表取締役および役付取締役〕

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

〔取締役会の招集権者および議長〕

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
- 3 取締役会長を定めた場合には、前2項の取締役社長とあるのは、取締役会長と読み替えるものとする。

〔取締役会の招集通知〕

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

〔重要な業務執行の決定の委任〕

第26条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

〔取締役会の決議方法〕

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当会社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

〔取締役会の議事録〕

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

〔取締役会規程〕

第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

〔相談役および顧問〕

第30条 取締役会は、その決議によって相談役および顧問各若干名を定めることができる。

〔取締役の報酬等〕

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

〔取締役の責任免除〕

第32条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

〔常勤の監査等委員〕

第33条 監査等委員会は、その決議により、常勤の監査等委員を選定することができる。

〔監査等委員会の招集通知〕

第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催すること

ができる。

〔監査等委員会の決議方法〕

第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

〔監査等委員会の議事録〕

第36条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

〔監査等委員会規程〕

第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

〔会計監査人の選任方法〕

第38条 会計監査人は、株主総会において選任する。

〔会計監査人の任期〕

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

〔会計監査人の報酬等〕

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

〔事業年度〕

第41条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

〔剰余金の配当等の決定機関〕

第42条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める。

〔剰余金の配当の基準日〕

第43条 当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

〔配当の除斥期間〕

第44条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

〔監査役の責任免除に関する経過措置〕

第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第71期定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

1989年12月22日	改 正
1993年12月20日	一部改訂
1994年12月21日	一部改訂
1995年12月22日	一部改訂
1996年12月20日	一部改訂
2001年 2月 1日	一部改訂
2001年12月20日	一部改訂
2002年12月19日	一部改訂
2003年12月18日	一部改訂
2006年12月19日	一部改訂
2009年12月17日	一部改訂
2011年12月20日	一部改訂
2014年10月 1日	一部改訂
2014年12月18日	一部改訂
2015年12月17日	一部改訂
2016年12月20日	一部改訂
2017年12月21日	一部改訂
2020年 4月 1日	一部改訂
2021年10月 1日	一部改訂
2022年12月20日	一部改訂
2025年10月 1日	一部改訂